

令和2年4月8日

各小学校保護者 様

富士宮市教育委員会
(学校教育課)

臨時休業に伴う学校での児童の一時預かりについて

このことについて、緊急の対応として、下記のとおり一時預かりを実施いたします。

ついては、一時預かりを希望する保護者は、確認事項をよく読み、申請書に署名をして提出いただきますようお願いいたします。

記

1 期 間

4月13日(月)から5月1日(金)の平日(※土日・祝日は除く)

午前8時から午後2時30分

2 対象児童

- (1) 小学校低学年(1、2年生)・特別支援学級に在籍する児童のうち、保護者が仕事を休めないなどの理由があり、自宅等で1人で過ごすことができない児童
- (2) 放課後児童クラブを利用している児童のうち、保護者が一時預かりを希望する児童

3 確認事項

- (1) 登下校は、保護者の責任において行ってください。児童のみで歩いて登校しても構いませんが、安全に十分注意するようにお子さんに話をしてください。
- (2) 多数の児童が教室に集まりますので、感染症のリスクが生じます。可能な限り自宅で過ごせるように配慮していただくことが、感染拡大防止につながります。
- (3) 登校する際には、弁当、自習用の学習用具、健康チェックカードを持参してください。また、マスク、うがい用のお茶等、感染予防の対策もお願いします。

4 申請の方法

3の確認事項を読み、一時預かりを希望する御家庭は、別紙申請書に必要事項を記入の上、4月10日(金)までに学校へ提出をお願いします。

5 その他

- (1) 対象児童に該当しないが、特別な事情がある場合は、学校に相談してください。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、自宅で静養をお願いします。
- (3) 感染拡大の状況に応じて、一時預かりを中止する場合があります。